

資料5

青森県の原状回復対策における対応等についての質疑及び要望したい事項について

田子町長からの質疑・要望等	対応等
<p>【マニュアル遵守のための措置】 P 3 関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全体会議等については、住民代表等も参画できるようご配慮をお願い申し上げます。</li> <li>○ 8月9日の関西電力美浜原子力発電所の事故でも示されたようにマニュアルというものは不完全であり、必要があれば改善していくことが重要です。運搬業者及び周辺住民の意向をくみ入れ、安全面に対応できるマニュアルとするためにも、年度終了後、季節毎及び地元の農繁期等の節目ごとに改善をしていくようお願い申し上げます。</li> </ul>	<p>全体会議には、住民代表の方や地元自治体職員にも参加していただくこととしており、その旨をマニュアルにも記載します。</p> <p>周辺住民の方々その他さまざまな方々の意見を伺い、定期的に見直しを行っていきたいと考えています。</p>
<p>【作業の休止の検討基準】 P 1 4 関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雨量や風速、積雪はどうやって、誰が測定して、誰が中止の判断をするのでしょうか。また、それをマニュアルに明記すべきではないでしょうか。</li> </ul>	<p>現地最寄りの気象観測所（三戸気象観測所）等の気象データ、県内アメダスによる近傍（三戸）の観測データ及び県の河川砂防情報システムの河川情報により、気温、風向・風速、雨量を把握します。あわせて、八戸工業大学がリモートセンシング・IT利用研究のため、現場に気象観測機器を設置して、常時、現場の温度、湿度、風向・風速、雨量を観測していることから、そのデータを提供いただくことにより、リアルタイムで現場の状況を把握します。これらの観測データや予報等を基にして、マニュアルの「作業の調整・休止の検討基準」に照らして、県境再生対策室において作業の調整・休止を判断することになります。</p>
<p>【廃棄物性状管理】 P 1 9 関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 想定外の廃棄物については、誰がその判定を行うのでしょうか。それをマニュアルに明記すべきではないでしょうか。</li> </ul>	<p>現場に不法投棄された産業廃棄物は、これまでの調査結果から堆肥様物、焼却灰主体、RDF様物、汚泥主体に分類しており、一部に廃食品の存在も確認されています。</p> <p>想定外廃棄物は、これまでの調査において確認されたことのないものを指しており、その判断は県の現場監督員が行いますので、マニュアルへ明記す</p>

<p><b>【運搬車両】 P 27 関連</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運搬車両登録証が誰でも一目で分かるように、大きなものを車両の前面や側面に磁石などで貼り付ける方法をご検討下さい。また色も原色や鮮明な色を使うべきと考えます。</li> </ul> <p><b>【タイムテーブル】 P 29 関連</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現場～川守田交差点 26 Km 40分は、平均時速が39 Km/hでかなり無理な想定ではないでしょうか。現場からの坂道、石龜地区、三戸町の斗内地区を通過することを考えれば通常でも50分、冬期間は1時間程度以上必要と考えます。</li> <li>○ 川守田交差点～受け入れ先 129 Km 170分（2時間50分）は、平均時速が46 Km/hで、法定速度を遵守し、市街地の信号待ち時間等を加味すれば相当無理な想定所要時間と考えます。特に冬期間はとても不可能な想定時間ではないでしょうか。</li> </ul>	<p>ることとします。</p> <p>運搬車両登録証は、産業廃棄物の運搬中であることを明らかにするとともに、会社名、運転者名、血液型などの項目を記載して緊急時の確認等に使用するものとして、ダッシュボードに掲示して運転室外から確認できるようするものです。さらに、運搬車両登録証に加えて、産業廃棄物運搬車両であることが容易に識別できるようにするために、鮮明な目立ちやすい色のマグネットシートを車体の前面や側面に貼り付けることとし、その旨マニュアルを修正します。</p> <p>制限速度などの交通法規を遵守し、さらにカーブや見通しの悪い箇所などで減速するなど交通安全に十分配慮して走行した場合であっても、40分の想定時間は無理のないものと考えています。</p> <p>また、40分は目安として掲げたものであって、その時間内に通過しなければならないといったものではなく、あくまでも交通安全に配慮した走行が優先されるものです。</p> <p>なお、11月1日からの試行の結果では、十分減速するなどして走行したところでも、所要時間が39分、復路で42分という結果がでており、40分という想定時間は無理のないものと考えられます。</p> <p>冬期間については、道路状況によりさらに走行時間を要すると考えられることから、必要に応じてマニュアルを見直して参ります。</p> <p>現場から青森市の中間処理施設までの運搬時間を3時間30分としていますが、これは実走行時間の想定であり、途中の積荷の点検や運転手の休憩等の時間を加えれば、3時間30分以上になります。具体的な休憩時間等については、運搬業者と打合せして決定することになります。</p> <p>走行時間の3時間30分は目安として掲げたものであって、その時間内に通過しなければならないといったものではなく、あくまでも天候及び道路の状況や交通の流れなどに配慮し、安全な走行が優先されるものです。</p> <p>また、冬期間については、道路状況によりさらに時間を要すると考えられ、必要に応じてマニュアルの見直しを行って参ります。</p> <p>なお、11月1日からの試行によって実際に走行したところでは、時間帯</p>
--	--

### 【場外運搬】 P 3 0 関連

○ 誘導員の配置は、見通しの悪いサンモール田子からの出口交差点付近でも必要と考えますのでご検討下さい。その他、試行により必要と考えられる場合も適正に対処下さい。

試験走行では、大型車両の対面通行、交差点及び横断歩道などに留意した中で走行マニュアルの改善を目的として頂きたいと存じます。

○ 速度制限については、上郷小学校・石龜街区・サンモール付近においては法定速度よりさらに10 Km/h程度押さえ、交通事故危険度の低減と騒音・振動の被害防止に努めるべきと考えます（狭隘区間では必然的にその程度の速度でしか走れないと考えます）。

○ 冬期間の運行時にはタイヤチェーンは使用しないで走行するのでしょうか。マニュアルに記載がありませんが、最低限現場から上郷小学校入口交差点までの急傾斜区間では、その対処が必要ではないでしょうか。これに関連し、国道104号線や国道4号線ではタイヤチェーンの必要性がないとすれば、どこで脱着をされる予定でしょうか。

### 【その他の配慮事項】 P 3 6 ~ 3 7 関連

○ スクールバス等の追い越し禁止は謳ってありますが、農耕車両は農繁期に注意としかありません。一時停止するとの見解が青森県の協議会において示されました。停止後はどうされるのか明確ではありません。町の事情を考慮しつつ車両がグループで走行することからは、農耕車両については、農繁期に注意して走行、一時停止ということではなく、「常時、走行中の農耕車両の追い

により交通状況が異なるものの、所要時間の平均は、往路が3時間25分、復路は途中で積荷点検を行った時間（5~8分）を含めて3時間41分という結果が出ていることから、想定時間は無理のないものであると考えられます。

サンモール田子出口交差点については、十分減速し周囲の交通に注意しながら走行することで対処したいと考えていますが、さらに今後の運搬車両の通行時間帯の交通の状況を踏まえて、誘導員の配置が必要かどうか検討して参ります。

試行は、マニュアルが実態に即したもので良好に機能するかどうかについて点検して、修正すべき点があれば速やかに改善することを目的としてもあって、今回の試行によって必要な改善を行ったところですが、今後の撤去期間中においても必要に応じて隨時見直しを行って参ります。

集落内の歩道のない箇所、見通しの良くないカーブや交差点、急な下り坂、また、運行時間と下校時間が重なる時間帯に通学路を走行する場合は、制限速度以下で走行している状態からさらに大きく減速し、また、歩行者や自転車の側方を通過するときは徐行して走行することとし、その旨マニュアルを修正します。

現場から上郷交差点までの県道道前浄法寺線は、急カーブと急勾配が多く、路面の状態によってはタイヤチェーンを装着する必要があると考えていますので、その旨マニュアルを修正します。なお、タイヤチェーンを脱着する場所や方法などについては現在検討中です。

農耕車両はブレーキ灯や方向指示灯の表示が確認しにくく、自動車との速度差が大きく車体の強度も劣り、万が一衝突した際に危険なことなどから、特に注意を要すると考え、一時停止をした上でその挙動を確認としたものです。

その後の対処については、農耕車両と自動車の速度差が大きいことから、農耕車両の後ろに運搬車両を続行させることは、さらにその後ろに多くの一

越しは禁止する」ことをマニュアルに明記すべきではないでしょうか。

般車両が続くことになって、一般車両の無理な追い越しや追突を誘発するなど、かえって危険な状態を招くことが考えられます。

したがって、一概に農耕車両の追い越しを常時禁止するのではなく、交通法規を遵守し、なおかつ、農耕車両や前後の車両の安全を確認したうえで、追い越し可能な場合は追い越しできることとしたいと考えています。その際も、農耕車両の運転者に不安を与えないように十分運転に注意するよう徹底して参ります。また、農耕車両の運転者が、明らかに追い越しを促した場合も、農耕車両や前後の車両の安全を確認したうえで追い越しできることとしたいと考えています。

- 積雪や降雪による作業の休止の検討基準があるのに対して、道路の凍結を含めての運搬中止の措置の記述がないようです。道路の凍結時は運搬作業を中止することを要望致します。また、これらについて誰がどのような天候となった時点で中止を決定するのかを明示して頂くようお願い申し上げます。

国道104号線及び県道道前浄法寺線は、八戸県土整備事務所が管理していることから、凍結時の融雪剤の散布の強化をお願いして走行時の安全を確保したいと考えております。

なお、1日中凍結するという状態は、異常時の強風や吹雪が考えられ荒天時と同様の対応となります。

【作業環境測定について】 P 42 関連

- 作業環境測定は、誰がいつ測定するのでしょうか。これらについてはマニュアルに明記すべきではないでしょうか。
- 作業中止の判断は、誰がされるのでしょうか。

マニュアル49頁に記載しています。

県の現場監督員が判断します。なお、マニュアル50頁に県が判断の主体である旨記載しています。